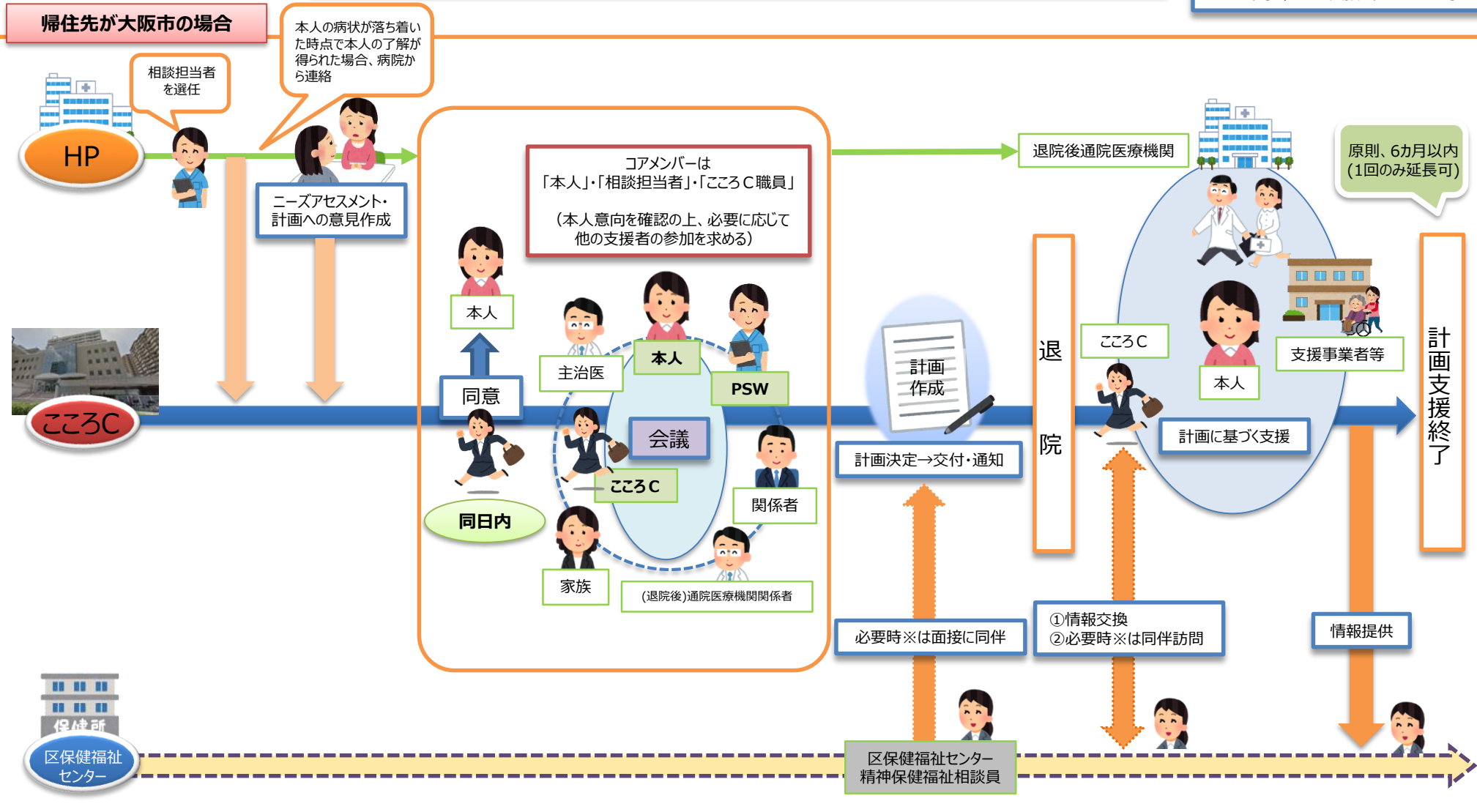


大阪市措置入院者等退院後支援事業のフロー図

対象者
措置入院・緊急措置入院により入院した者で本事業による支援に同意した者等



※【必要時】

- ① 今回の入院以前に区保健福祉センターが相談指導を実施する等、本人と関わりがあった場合
- ② 医療などの支援中断や病状悪化等があり、地域で精神保健福祉活動を実施している区保健福祉センターとの連携、協力が必要であると判断した場合

措置入院者等退院後支援事業について

【経過】平成30年3月27日に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、本市においては、平成30年4月1日より事業実施。

【目的】措置入院から退院した後の患者が、医療等の継続的な支援を受け、地域で必要な治療等が途切れることなく生活を送れるようにするために、個々の患者の状態に応じて調整された退院後の支援を行う。

平成30年度「措置入院者数及び退院後支援事業対象者数」

(平成30年12月31日現在)

	4/1現在	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
措置入院者数（総計）	25人	9人	21人	19人	20人	14人	21人	21人	21人	17人	188人
大阪市内居住者	21人	8人	19人	16人	14人	11人	17人	13人	17人	16人	152人 (80.9%)
大阪市外居住者	0人	1人	2人	2人	6人	2人	3人	5人	3人	1人	25人 (13.3%)
不定及び不明	4人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	3人	1人	0人	11人 (5.9%)
退院後支援事業の支援者数	2人	1人	3人	4人	1人	1人	1人	1人	3人	2人	19人
本市措置者（本市帰住）	2人	1人	3人	4人		1人	1人		2人	2人	16人
他都市措置者（本市帰住）									1人		1人
本市措置者（他都市帰住）					1人			1人			2人

【支援対象者の状況】

入院中9人、通院中7人、支援終了2人（支援計画終了1人、支援拒否1人）、他市へ引き継ぎ1人